参考資料２

消費者基本計画

平成２２年３月３０日

閣 議 決 定

（平成２３年７月８日一部改定）
（平成２４年７月２０日一部改定）
（平成２５年６月２８日一部改定）
（平成２６年６月２７日一部改定）

【具体的施策】（抜粋）

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。 ① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	一部実施済み（注） 引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。

（注） 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部教授）による各省庁ヒアリングを実施したため。